# 田原診療所

当診療所は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 【届出に関する事項】

当診療所は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

（１）基本診療料：電子的診療情報連携体制整備加算３

（２）特掲診療料：外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）の注５

## 【「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について】

当診療所は、医療の透明化並びに患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しますので、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理人の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でその旨をお申し出ください。

## ●電子的診療情報連携体制整備加算について

・オンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認等システムより取得した診療情報等を、診察室で閲覧及び活用できる体制を有しています。

・マイナンバーカードの健康保険証利用について、窓口でのお声かけや院内の掲示を行っています。

・十分な情報を取得し活用することで、質の高い医療を提供できるよう努めています。

## ●一般名処方加算について

一般名処方とは、商品名ではなく、お薬の有効成分（一般名）をそのままお薬名として処方することです。

〈メリット〉

〇ジェネリック医薬品を選択することもできますので、お薬代が安くなります。

〇医薬品の供給状況によって、同じ成分の別のお薬を処方することができるため、お薬を切らすことなく加療継続ができます。

医薬品の供給が不安定な状況になった場合、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行する場合があります。

なお、令和６年１０月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）

# 【保険外負担に関する事項】

当院では以下の項目について、
その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

2026．6．1　　税込価格

| 文書料 | 金額 |
|---|---|
| 生命保険入院診断書 | 5,500円/件 |
| 生命保険障害診断書 | 5,500円/件 |
| 生命保険死亡診断書 | 5,500円/件 |
| 身体障害者用診断書 | 5,500円/件 |
| 難病患者用診断書 | 5,500円/件 |
| 裁判所用診断書 | 5,500円/件 |
| 年金関係診断書 | 5,500円/件 |
| 面談料金 | 5,500円/件 |
| 自賠責診断書 | 5,500円/件 |
| 死体検案書 | 5,500円/件 |
| 死亡診断書 | 2,200円/件 |
| 自賠責証明書 | 2,200円/件 |
| 一般（健康）診断書 | 2,200円/件 |
| 身体検査書 | 2,200円/件 |
| 入院証明書 | 1,100円/件 |
| 通院証明書 | 1,100円/件 |
| 医療費領収証明書 | 1,100円/件 |
| その他証明書 | 1,100円/件 |
| 医師の意見書 | 1,100円/件 |
| 治癒証明書 | 550円/件 |
| ワクチン接種証明書 | 550円/件 |
| 与薬指示書 | 550円/件 |
| 保育所等アレルギー疾患生活管理指導表 | 550円/件 |

| その他 | サイズ 種類 | 金額 |
|---|---|---|
| コピー代 | Ｂ５ | 16円/枚 |
| コピー代 | Ｂ４ | 26円/枚 |
| コピー代 | Ａ４ | 22円/枚 |
| コピー代 | Ａ３ | 31円/枚 |
| 軟膏容器 | 20ｇ | 30円/個 |
| 軟膏容器 | 30ｇ | 40円/個 |
| 軟膏容器 | 50ｇ | 60円/個 |
| 軟膏容器 | 100ｇ | 60円/個 |
| 水薬容器 | 30ml | 40円/本 |
| 水薬容器 | 60ml | 50円/本 |
| 水薬容器 | 100ml | 50円/本 |
| 水薬容器 | 200ml | 60円/本 |
| 点鼻容器 | 15ml | 50円/本 |
| 診察券再発行代 | | 110円/枚 |
| ＣＤ代（検査データ記録用） | | 550円/枚 |
| 松葉杖先ゴム | 黄色 | 440円/個 |
| 松葉杖先ゴム | 灰色 | 310円/個 |
| ねまき（浴衣） | Ｍ | 3,850円/枚 |
| ねまき（浴衣） | Ｌ | 3,850円/枚 |
| ねまき（浴衣） | 特大 | 4,400円/枚 |
| 肌着 | Ｍ | 2,541円/枚 |
| 肌着 | Ｌ | 2,541円/枚 |
| エンゼルケア | 外来 | 11,000円 |
| エンゼルケア | 入院 | 5,500円 |
| 死体検案料 | | 16,500円 |
| 電話代 | | 自費 |

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

ご不明な点がございましたら、１階窓口にお問い合わせください。

高梁市国民健康保険成羽病院

# 予防注射料金表

※診療所については個別にお問い合わせください。

令和8年10月1日改定

| （注射の種類） | | （金　額） |
|---|---|---|
| インフルエンザ | （1回目） | 4,100 円 |
| 〃 | （2回目） | 3,100 円 |
| インフルエンザ点鼻液 | | 7,220 円 |
| 新型コロナウイルス | | 14,350 円 |
| インフルエンザb型（ヒブ） | | 7,050 円 |
| おたふく風邪 | | 5,350 円 |
| 2種混合（DT） | | 4,940 円 |
| 新2種混合（MR） | | 8,890 円 |
| 水痘 | | 7,500 円 |
| 帯状疱疹（50歳以上） | （乾燥弱毒性生水痘ワクチン） | 7,500 円 |
| 〃 | （シングリックス筋注用）（1回目） | 19,790 円 |
| 〃 | （シングリックス筋注用）（2回目） | 18,080 円 |
| 日本脳炎 | | 5,810 円 |
| B型肝炎 | （10歳以上） | 4,620 円 |
| 〃 | （10歳未満） | 4,430 円 |
| BCG | | 9,390 円 |
| 風疹 | | 5,340 円 |
| 麻疹 | | 5,330 円 |
| 肺炎球菌 | （キャップバックス） | 12,550 円 |
| 〃 | （プレベナー） | 10,170 円 |
| 子宮頸がん | （シルガード9） | 25,570 円 |
| ロタテック | | 7,500 円 |
| 4種混合 | | 9,470 円 |
| 5種混合 | | 18,310 円 |
| 破傷風 | | 3,420 円 |

高梁市国民健康保険成羽病院

患者のみなさまへ

# 令和６年10月からの
# 医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

**新たな仕組みについて**

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

**後発医薬品について**

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

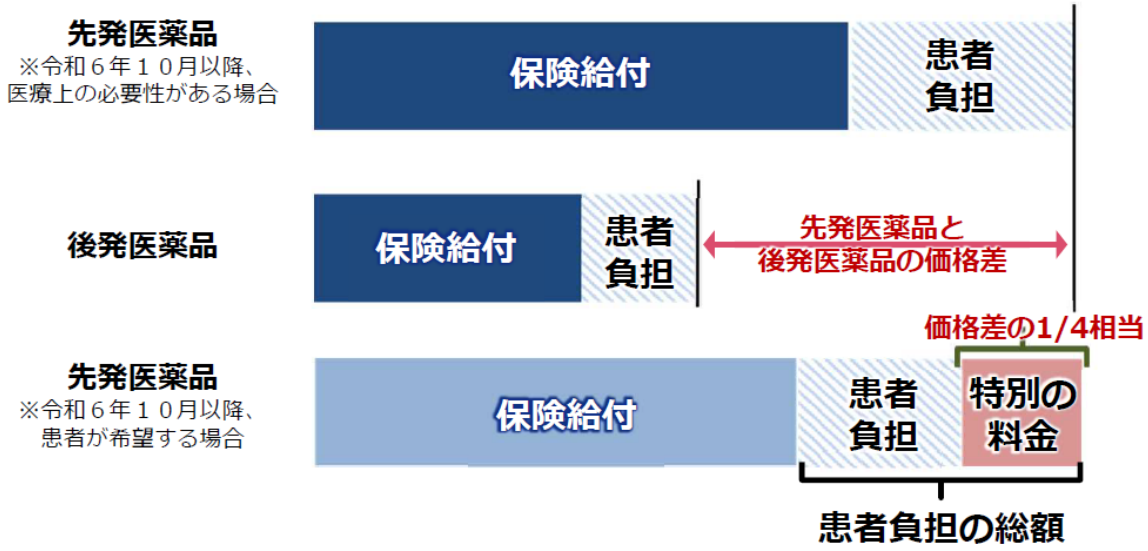


※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

# Q&A

**Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。**

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

**Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。**

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

**Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。**

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

**Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。**

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

高梁市国民健康保険成羽病院附属田原診療所